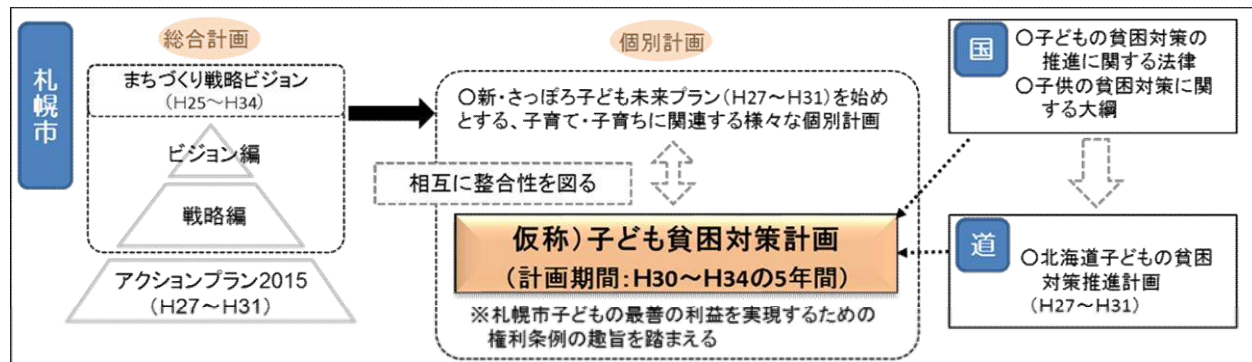


1 計画の策定について

●計画の背景・位置づけ

平成 26 年 1 月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び同年 8 月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨を踏まえ、本市地域の状況に応じた施策の一つとして子ども等の貧困対策の観点から必要な施策を取りまとめた実施計画として策定。

●他計画との関連性

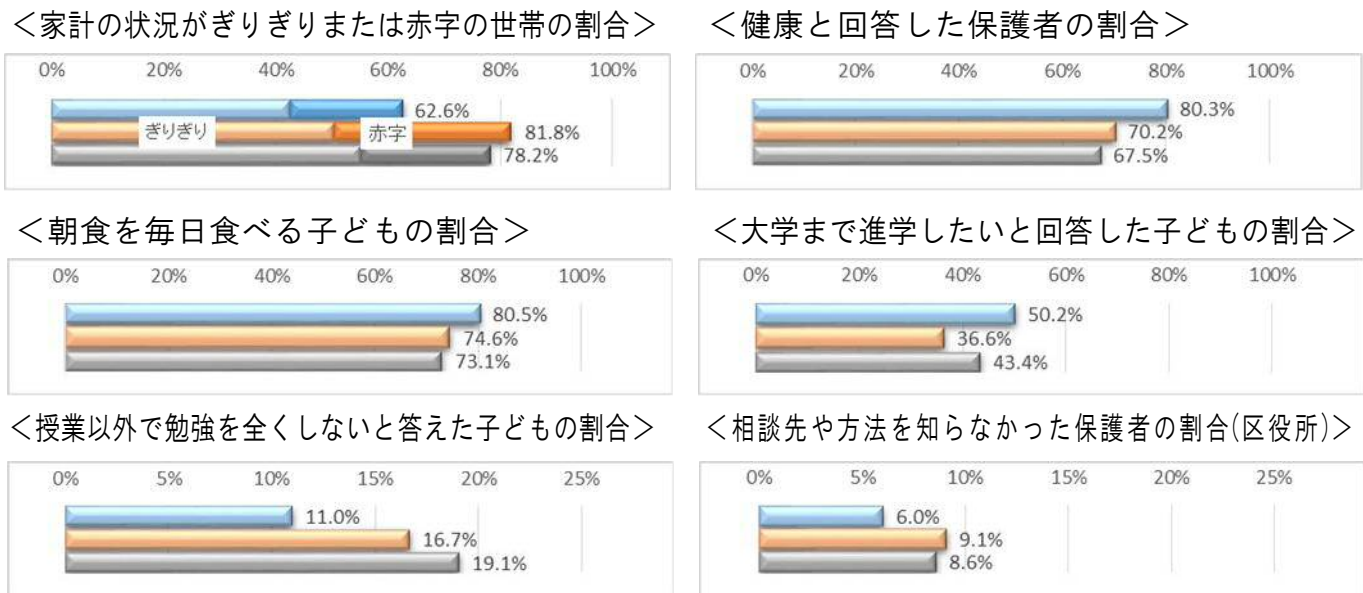


●計画期間

平成 30 年度から 34 年度までの5年間
ただし、計画期間中であっても、国の施策の動向等により、必要に応じて見直しを行う。

2 本市の現状

●市民アンケートの主な結果 【アンケート全体 うち非課税世帯 うちひとり親世帯】



●支援者ヒアリング、座談会において得られた主な意見

- ・ 支援制度について知らない世帯や、知っていても支援を望まない世帯がある。
- ・ 困難を抱える世帯の子どもには、基本的な生活・学習習慣の習得や進学・就職等の将来イメージを持つことが難しい傾向があり、学校・家庭以外でモデルとなる大人と関わる機会が大切である。
- ・ 子どもの貧困は経済的支援だけで解決できず、人とつながり、必要な情報を得られる居場所が必要である。
※実態調査結果に基づく状況・課題と施策の検討については次ページ参照。

3 札幌市における子どもの貧困対策

●基本理念

すべての子どもは、可能性に満ちたかけがえのない存在であり、自分らしく、豊かに成長・発達していく権利が認められている。

札幌市は、子どもの視点に立って、子どもが生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしなが、夢と希望をもって成長していくことができるまちを目指して、最善の努力をする。

●「子どもの貧困」のとらえ方

この計画では「子どもの貧困」を「お金がないという経済的な側面にとどまらず、心身の健康や周囲との人間関係、学習環境、子どもが学び成長するために必要な参加・経験の機会への様々な不利・制約・困難と結びつき、子どものこれからの成長や将来的な自立にも影響を与えるもの」ととらえる。

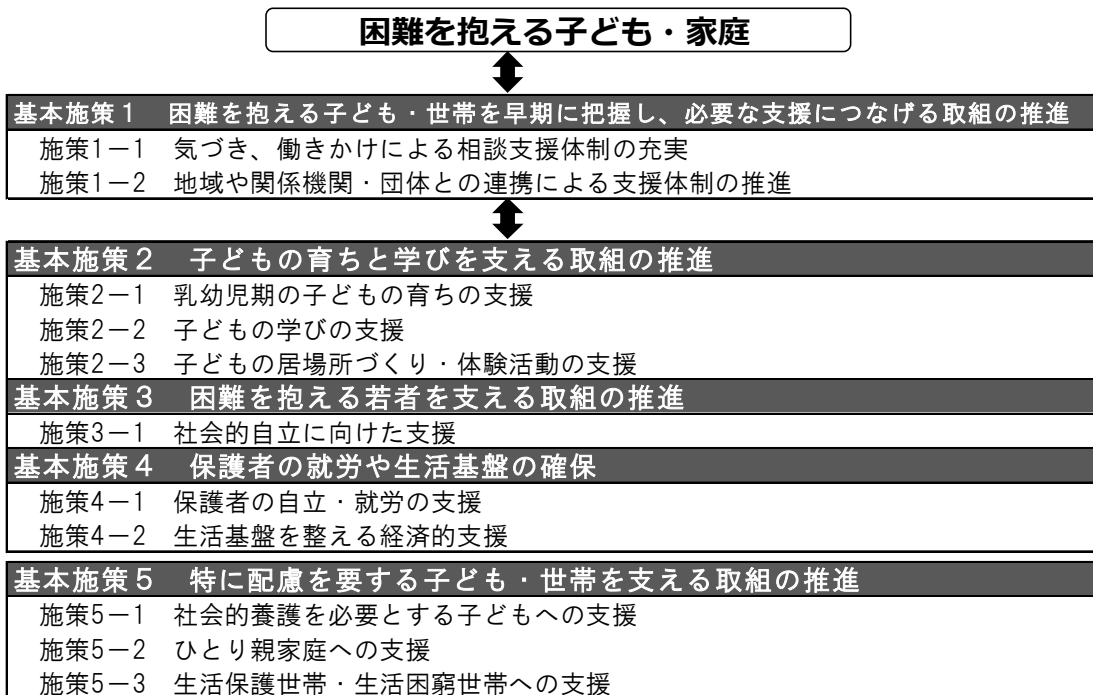
●計画の対象

貧困に起因する困難を抱えている、あるいは将来その恐れのある子ども・若者とその家族

●取組の視点

- 視点1: 困難を抱える子ども・世帯が必要な支援につながるよう、家庭や学校、地域や関係機関・団体と連携しながら、気づきと働きかけ、相談体制の充実を図る。
- 視点2: 現に困難を抱える子ども・世帯はもとより、将来の困難を予防する観点も取り入れながら、ライフステージに応じた切れ目のない支援を効果的に実施する。
- 視点3: 特に配慮を要する子ども・世帯に対して、生活状況等に応じたきめ細かな支援を行う。

4 施策の体系



5 計画の推進

- 取組 1 指標の設定による計画の推進状況の把握
- 取組 2 子どもの貧困の現状と、それに対する取組の普及啓発の推進
- 取組 3 計画の取組状況等について、有識者会議等における第三者による定期的な検証
- 取組 4 子どもの貧困に関わるデータや情報の収集による実態把握

<実態調査結果から見た困難を抱える子ども、世帯の状況・課題と支援の方向性、具体的な施策について>

困難を抱える子ども、世帯の状況・課題	支援の方向性	視点	施策と主な取組	
<p><課題1> 相談・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困難を抱えていても、子どもや保護者自身の悩みを相談する人がいなかったり、支援制度を知らないなど、社会的孤立の傾向。 ・困難を抱えていても周囲に見せない、外からも見えにくいなど、困難を抱える世帯の把握が難しくなっている。 ・相談窓口への行きづらさやハードルの高さを感じて相談に行くことができない事例の存在。 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯が孤立することなく、必要な支援に早期につながるができるよう、子ども・家庭と関わる様々な関係者が気づき・働きかける体制の充実。 ・必要な情報を確実に届けるための工夫。 ・家庭や学校、地域や関係機関・団体と連携した対策の推進。 	<p>1 必要な支援につなげる</p>	<p>○基本施策1：困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進</p> <p>施策1-1 気づき、働きかけによる相談支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から子育て期にかけての相談支援の取組 ・地域における見守り支援の取組 ・学校における相談支援の取組 ・生活困窮者の自立支援に向けた相談支援の取組 ・児童相談や児童虐待防止の取組 ・困難を抱える若者への相談支援の取組 など <p>施策1-2 地域や関係機関・団体との連携による支援体制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会、さっぽろ子ども・若者支援地域協議会などとの連携 ・子ども・世帯と関わる関係者への理解促進のための研修の実施、わかりやすい情報発信 など 	
<p><課題2> 子育て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核家族化の進展による保護者の負担増や孤立化の傾向。 ・子育てにお金がかかることを懸念する傾向。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産前・産後を通じた子ども、保護者への包括的な支援や安心して子どもを預け働ける環境の整備。 		<p>2 ライフステージに応じた切れ目のない支援</p>	<p>○基本施策2：子どもの育ちと学びを支える取組の推進</p> <p>施策2-1 乳幼児期の子どもの育ちの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種健診事業 ・子どもの医療費助成や医療給付の取組 ・保育施設の整備、多様な保育サービスの提供 など
<p><課題3> 子どもの学び</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業以外では学習しないなど学習習慣が未定着で、授業の理解度にも差が見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習意欲の向上にも寄与する様々な学習機会の提供や、安心して教育を受けられる環境整備。 			<p>施策2-2 子どもの学びの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種学習支援の取組 ・学校における相談支援の取組 ・不登校児童生徒への取組 ・就学援助や交通費助成、奨学金の支給などの経済的支援の取組 など
<p><課題4> 居場所・体験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの社会性や生活習慣の定着に向けた、学校や家庭以外でモデルとなる大人と関わるができる機会などの必要性。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や家庭以外の居場所づくりの促進や、社会性や生活習慣を育む多様な学びや体験、交流活動の支援。 			<p>施策2-3 子どもの居場所づくり・体験活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童会館などの放課後の居場所づくり ・子どもの居場所づくりの推進に向けた取組み ・地域住民や団体等との連携による子どもの体験活動の取組（プレーパークなど） など
<p><課題5> 社会的自立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯状況により進学への意識に差。 ・働き方や家族形成の希望と現実に差。 ・ひきこもり対策とあわせて、人や情報とつながることができる居場所の必要性。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中途退学への対応や経済的支援の充実を含め、就学や就労の希望を実現するための支援が求められる。 ・社会的自立に向けた支援の充実。 			<p>○基本施策3：困難を抱える若者を支える取組の推進</p> <p>施策3-1 社会的自立に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校卒業等への進路支援や就職支援などの取組 ・相談支援や情報発信の取組 ・ひきこもり者への支援 など
<p><課題6> 生活基盤の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計の状況が「ぎりぎり」または「赤字」と回答した世帯が6割にのぼるなかで、教育資金の準備状況に差が生じるなど、世帯の経済状況が子どもに影響を与えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の暮らし向きの安定に向けた保護者への就労支援や、各種手当の給付などによる生活基盤を確保するための取組。 			<p>○基本施策4：保護者の就労や生活基盤の確保</p> <p>施策4-1 保護者の自立・就労の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者等への就労支援 ・ひとり親家庭への就労支援 ・子育て女性への就労支援 など <p>施策4-2 生活基盤を整える経済的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当、児童扶養手当などの手当給付 ・市営住宅への優先入居 など
<p><課題7> 特に配慮を要する世帯への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護を必要とする子ども・世帯へは、虐待防止や養育環境の整備、施設退所後の生活や進学への支援が重要。 ・ひとり親家庭は、子育てと生計の両面を1人で担うことから、困難を抱えやすい。 ・生活保護受給世帯数は増加を続けており、受給に至る前の支援が重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設に入所している子ども、ひとり親家庭の子ども、生活保護世帯の子どもなど、特に配慮を要する子ども・世帯への生活状況等に応じたきめ細かい支援の実施。 			<p>3 特に配慮を要する世帯へのきめ細かい支援</p>